

所得税法における「課税所得」をめぐって

植 松 守 雄

一 序説

わが国の所得税制は、明治二〇年（一八八七年）の誕生以来たえず改正を重ね、所得税の課税対象である課税所得の内容にも大きな変革が加えられてきた。ことに太平洋戦争を区切りとし、戦前の税制と比べ占領軍の強い影響を受けた戦後の変貌が著しい。

所得概念のうえではいわゆる所得源泉説の所得概念から純資産増加説の所得概念への転換があり、戦前は一時的、偶然的な所得は課税の対象外に置かれていたのが、今日では所得の種類を問わずおよそ富の増加を齎すものはすべて所得と観念する包括的所得概念がとられ、また、

その半面としてかつては「家事費」として課税所得の計算面で考慮されることのなかった一定の損失や支出について必要経費または所得控除としての控除が認められ、控除の範囲が拡大された。

課税所得の内容の変貌は、このような所得概念上の変革にとどまらない。所得金額は一般に収入金額から必要経費を差し引いて計算されるが、その収入金額や必要経費の概念も変貌し、それぞれその範囲が拡大された。なお戦前わが国の中小企業は記帳慣行に乏しく、税法上の所得計算のルールもシンプルなものであったが、戦後は青色申告制度を核として記帳や決算の慣行が普及し、税法もそれを前提とし、事業所得等について法人税法同様、

会計学の成果を取り入れた近代的な所得計算規定が整備されるに至っている。

今日わが国の課税所得の概念は、おそらく包括的所得概念を誇るアメリカのそれよりも広い。ところが一方石助教授が本誌で提示されたように所得税の課税所得および税金について巨額の「浸食」(tax erosion)があることが指摘されている。⁽¹⁾

本稿ではわが国の所得税法における所得概念および収入金額・必要経費概念等の主要な発展の跡をたどつたうえ、多少諸外国の税制にもふれながら、現行法における課税所得の特色や問題点について検討を加えることとしたい。そしてその際タックス・イロージョンの問題についても、課税所得の「浸食」以外の理由に基づくものも含めてその税制上の主要要因にふれることにしよう。

なお本稿では「課税所得」という語を文脈によりややニュアンスの異なる二つの意味に用いている。

一つは税法上課税の対象となる所得という意味で用い、他は税法上の概念に即してよりテクニカルな内容をもつ用語として使用している。つまり所得税法では通常「収入金額」から「必要経費」を控除して所得金額を計算

(正確にはまず各種所得の金額が計算され、それを合算して「総所得金額」等が計算される。)し、それから「所得控除」を差し引いて「課税総所得金額」等が算出されるが、後の意味での「課税所得」は、この「課税総所得金額」等の用語を一般化したもので、右のような計算過程を内包する意味内容をもつ語として使用している。

(1) 石弘光、所得税の tax erosion——所得階層別にみた一つの計測(本誌七五卷一号)(昭和五一年)

二 「所得源泉説」と「純資産増加説」

一般にわが国の税法は、法人税の所得は古くから「純資産増加説」に立脚し、所得税の所得は戦前「所得源泉説」に準拠したが、戦後「純資産増加説」的な概念に移行したものと説明されている。このような所得概念の内容については、一九世紀以来ドイツ、アメリカを主舞台として論争が展開されてきた。今日納税者の担税力に即した公平な負担を求め、適切な所得再配分を図るうえで、課税所得が包括的な内容のものであることが望ましいことはほとんど異論のないところで、ここで過去の論争の内容を詳しく紹介する必要もないので、本稿での論述に

(3) 所得税法における「課税所得」をめぐって

必要な範囲内で、ごく簡単にこれらの所得概念の問題にふれておこう。

ドイツの論争において「所得源泉説」にはいくつかの系統があったが、それは概括的にいって、勤労、事業、資産から生ずる利得等継続的、反覆的に生ずる利得のみが所得を構成し、営業としてなされる場合を除く資産の譲渡による利得(いわゆるキャピタル・ゲイン)、相続・贈与等による利得、富くじの当せんによる利得、ギャンブルの利得等一時的、偶発的、恩恵的利得は所得の範囲から除かれるとする点に特色があり、一方「純資産増加説」が、これらの一切を含め、およそ純資産の増加を齎すものをすべて所得として把える包括的所得概念に立つものであることは周知のとおりである。

次に包括的所得概念を代表するものとしてアメリカのサイモンズの見解を掲げておこう。なおこのような包括的所得概念の系譜が、タックス・イロージョンに悩む諸国に魅力的な提唱として関心を呼んでいる「包括的所得税」ないし「包括的課税ベース」(Comprehensive Tax Base)の構想につながっている。

サイモンズによると、個人所得は「一定期間において

①消費のために行使された権利の市場価値と、②当該期間の期首と期末の間における財産権の蓄積の価値の変化の合計」として定義され、その所得にはあらゆる種類の利得が含まれるのみならず、右の②で表現されているようにキャピタル・ゲインには資産の売却によって「実現」された利得に限らず、その評価損益が含まれ、また右の①の「消費」にはいわゆるインビューテッド・インカム(帰属所得)が含まれる。彼の帰属所得の観念は広く、自家用住宅に住む利益(帰属家賃)等財産利得はもとより、家庭菜園、主婦の家事労働などによる「現物勤労所得」のほか、余暇は消費の大きな項目で、あるミニマムをこえてレジャーを楽しんだときは時間当りの通常の稼ぎ高によって「帰属所得」が見積られるという。もちろんいくらサイモンズでも、このような広範な所得概念に即して現実の税務執行が可能だとは考えないが、右のような「余暇」や「現物勤労所得」、僅少な贈り物を除いて、その他の帰属所得を含むすべての利得を課税所得に算入すべきものとし、キャピタル・ゲインについては毎年資産価値の評価を行うのは煩雑にたえないところから、資産が売却された場合のほか、相続・贈与等に

よって資産の移転があった時点で市場価値によって評価し、その評価損益を課税所得に加える方法を提唱している。⁽³⁾

ちなみに以上のような「所得源泉説」や「純資産増加説」は、それが形成された時代の歴史的背景の影響があったといわれる。グードは、世界最古のイギリスの所得税が所得源泉説の所得概念をとったのは、土地が富の主要形態であり、農業中心の経済であった時代、封建的な制約の下で土地の売買も制約されていた時代の所産であり、一方包括的所得概念が支配的であったアメリカでは、土地、建物や有価証券の価格の騰貴が常に大きな関心事であったとして、そのダイナミックな経済、社会の影響を説いている。⁽⁴⁾

ところで各国の所得税は、一般的傾向として時代とともにその課税所得の範囲の拡大を図ってきた。これまで所得源泉説の所得概念に立脚してきた諸國中、近時キャピタル・ゲインの課税を始める国が多くなっている。伝統的に所得と資本とを峻別し、キャピタル・ゲインは所得を構成しないと考え続けてきたイギリスも、全面的にこれを課税対象に取り入れ(一九六五年)、カナダ(一

九七二年)⁽⁵⁾やフランス(一九七六年成立)も、同様の税制改革を実施した。

一方アメリカでは憲法修正一六条が連邦議会に所得税賦課の権限を与えた一九一三年以来、(内国)歳入法は、キャピタル・ゲインを含む多くの所得を例示列挙したうえで、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず、すべての所得が課税の対象となる旨をうたっている。ところが初期の最高裁判決(マッコンバー判決)は、所得を「資産もしくは役務または両者の結合による利得」と定義し、裁判所の考えた所得の概念は制限的であった。しかしその後行政解釈や判例を通じて所得の範囲が拡大され、損害賠償金、債務免除益、遺失物発見による利得、横領、恐喝による利得などマッコンバー判決における所得の定義ではカバーされそうにない利得も所得に含まれるようになり、今日ではすべて富の増加をもたらすものが所得の概念にはいるものと解釈されている。⁽⁶⁾ もっとも保有資産の価値の増加のような未実現の利得は税法上の所得とみられず、また、贈与・相続等による利得やインビューテッド・インカムも所得概念上課税所得に含まれないとするのが確立された慣行とされている。⁽⁸⁾

(5) 所得税法における「課税所得」をめぐって

- (1) ドイツ、アメリカ、イタリーでの所得概念論争の歴史を広範に記述したものに、Paul H. Wueller, Concepts of Taxable Income I, II, III, Political Science Quarterly vol. 53 (1938), vol. 54 (1939) があり、サイモンズ・後掲(3)(五九一—〇二頁)にもドイツの学説に対する詳しくの論評がある。わが国の文献としては金子宏、租税法における所得概念の構成(一)(法学協会雑誌八三卷九・一〇号)(昭和四一年)、武田隆二、所得税会計の理論(昭和四五年)が詳しい。
- (2) アメリカにおけるC・T・Bの論議およびタックス・イロージョンの計測については石・前掲(一)(一)掲記の諸論文をみよ。なお政府レベルの委員会ではC・T・Bの採用を勧告し、実際に政府の租税政策に影響を与えたものとして、カナダのThe Reports of the Royal Commission on Taxation (1966)(カーター報告)が有名。
- (3) Henry Simons, Personal Income Taxation (1938) p. 50-52, 206-213 etc.
- (4) Richard Goode, The Individual Income Tax (1965) 塩崎潤訳、個人所得税(昭和四一年)三〇一頁以下。
- (5) カナダの改正は、前掲(2)カーター報告の勧告に基づいたもの。
- (6) アメリカにおける所得概念の拡大の経過についての簡潔な説明として、金子宏、租税法における所得概念の構成(二)(法学協会雑誌八五卷九号)(昭和四三年)三二頁以下

Harvard Law School, Taxation in the United States, World Tax Series (1963) p. 365 et seq. 参照。

- (7) 金子宏、租税法における所得概念の構成(三)(法学協会雑誌九二卷九号)(昭和五〇年)一頁以下参照。
- (8) Taxation in the United States p. 370

もっとも贈与・相続等の場合は、贈与税、遺産税の課税対象となり、贈与、相続等による利得が課税所得から除外されることは内国歳入法にも明文がある(I. R. C. (1954) § 102)。

三 所得税法における課税所得概念の発展

1 所得源泉説的所得概念から純資産増加説的所得概念へ

(一) 明治二〇年の所得税法は、ブロイセンの所得税法に範をとって起草されたといわれ、所得源泉説的所得概念に立脚し、「凡ソ人民ノ資産又ハ營業其他ヨリ生スル所得」ヲ課税の対象とする(一条)一方で「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」を課税所得から除外していた(三条三)。このような制限的所得概念は、その後、一時的な所得のうち、山林所得の課税範囲の拡充(大正九

年)⁽²⁾、退職所得への課税対象の拡大(昭和一三年)といった部分的手直しを除いて、第二次大戦直後の改正まで一貫して維持された。

もっとも戦時増税の一環として所得税の体系とは別個に、臨時利得税の名目で不動産、船舶、鉱業権などの譲渡所得に対する課税が行われ(昭和一四年、不動産は一七年)、実質的にはキャピタル・ゲインに対する課税が始められた。

第二次大戦後、情勢が一変した中で税制改正が相次ぎ、課税所得概念の転換も急ピッチで進められた。すなわち戦後早々に臨時利得税が廃止された機会に従来の課税対象はそのまま「譲渡所得」として所得税の体系に包摂され(昭和二一年)、さらにその翌年および翌々年の改正で、有価証券の譲渡を含むその他のすべての資産の譲渡による所得、ギャンブルの所得、懸賞金等の「一時所得」も課税所得のうちに含められ、ここにあらゆる種類の利得を課税所得とする包括的所得概念への移行が完了した(二三年)。戦時中の課税対象拡大の素地のうえにおそらく占領軍の指導も加わったのであろうが、前述した西欧の動向と比べ、モデル・チェンジがすばやくかつ

徹底的に行われたことが注目される。

なお以上の経過に関連して興味があるのは、戦前長い間事業所得等について前年の所得(当初は過去三年の平均所得)⁽³⁾を基に当年の所得を見積る方法がとられていたことで、いうなれば課税対象は実際の所得そのものというより、その年のおおむねの「所得規模」であったといつてよい。このような制度は、いうまでもなく継続的、反覆的に生ずるタイプの所得だけを課税所得とする税制の下でのみ成り立つもので、そのような制度の前提には、あらゆる所得を正確に捕捉し課税対象とすることは税務行政上至難とする考え方があった。ところが昭和一五年には前年所得そのものを課税対象とする制度に改められ、戦後の二二年にはさらに納税者がその年の所得を自ら申告し、納税する申告納税制度へと発展する。この二二年の改正は包括的所得概念の採用と符節を合わせているが、一時的、偶発的所得を含むあらゆる種類の所得に対する課税の実施が、納税者の納税協力にまつところが大きいことは当然で、そのような点で申告納税制度の採用との間につながりがあったことが認められる。

次に来た大改正は、周知のシャープ勧告に基づく昭和

(7) 所得税法における「課税所得」をめぐって

二五年の税制改正であった。シャープ勧告もはや課税所得の概念そのものを拡大する余地はなかったが、この改正で、それまで一時的、偶発的な所得（退職、山林、譲渡、一時の各所得）について累進税率の適用を緩和するためその金額の二分の一を課税対象とする方式がとられていたのを改め、一定の平均化課税方式の採用（一四条、一四条の二）を前提にその全額を課税対象に取り込み、また、前述したサイモンズの提案と同様、相続・贈与等による資産の移転があったときはその時の時価により資産の譲渡があったものとみなしてその評価益に課税する「みなし譲渡」の制度（五条の二）を導入するなど課税ベースの一層の拡大が図られた。

シャープ勧告は、アメリカの税制専門家が理想と考える包括的課税ベースによる総合課税の徹底を理想として所得税制をデザインし、わが国は一度はほぼこれに忠実に従って税制を組み立てたが、シャープ税制によって頂点に達した総合課税体系は、日本の政治的、経済的、社会的風土の下でその直後から「後退」を重ねていった。ここでその経過をたどることはできないが、現行税制に内在する主要問題点について、後でタックス・イロージ

ョンに関連する問題としてある程度述べよう。

(二) 所得概念における「所得源泉説」と「純資産増加説」との差異は、以上のような課税所得の範囲のほか、課税所得からの控除項目すなわち財産の損失ないし家計面の支出をどのような範囲で課税所得から除算するかという側面からも把握することができる。

もちろん一時的、偶発的所得を課税所得の範囲に取り入れることが、論理必然的に財産損失等について控除範囲の拡大を要請するとまではいえないが、わが国では戦後——課税所得の拡大よりは二分遅れて——このような控除の拡大が行われ、課税所得の変革を特徴づける一面をなしている。

戦後この関係における税制の整備は、大体二度に分けて行われた。シャープ勧告により災害、盗難等による一定の財産上の損失を控除する「雑損控除」（現行七二）および自己または親族の疾病による医療費の支出を一定の限度で控除する「医療費控除」（七三）が「所得控除」として設けられた（昭和二五年）のがその最初の改正であり、次に戦前必要経費とは考えられなかった事業用固定資産の除却損等の資産損失について「必要経費」とし

ての控除が認められるようになり(三十七年)、さらに四〇年の所得税法全文改正の際資産損失に関する税制が一層整備された(五一)。

2 収入金額・必要経費概念の発展

(一) 現行法は、「収入金額」には現金収入を伴うものだけでなく、「物又は権利その他経済的な利益」によるものも含まれることを明らかにし(三六一)、そのほかに「別段の定め」として、①たな卸資産等の自家消費や贈与、遺贈等(三九、四〇I)、②山林、資産の贈与、遺贈等(五九)があった場合のその資産等の価額の収入金額算入、③農産物についての「収穫主義」による収穫価額の収入金額算入(四一I)などの規定を設けている。

明治二〇年の所得税法には「収入金額若クハ収入物品代価」(二条二)という語がみられたが、その後は大体「収入金額」の語を用いつつ、その内容の明示はなく、戦後税法の大改正の機会等に逐次右のように「収入金額」の内容が示され、また「別段の定め」が設けられた。もっとも厳密に税法の規定をまっして「収入金額」の範囲が拡張されたわけではなく、右の③の農産物に対する「収穫主義」による課税は戦前古くから行われており、

現物給与等も戦前から所得として認識されていた。

過去の税務執行の実際をトレースすることはむずかしいが、税務当局の通達によると、たとえば昭和一五年給与所得に対してはじめて源泉徴収制度が導入された際、現物給与は当分の間原則として課税しない取扱とされており、税務執行上「収入金額」の内容が逐次拡大されてきたことがうかがわれる。

右に述べた「別段の定め」のうち②の規定は前述したシャウプ勧告による資産の「みなし譲渡」の制度に由来し、その後幾度の変遷があったもの、また、①、③の規定は一種のインビニューテッド・インカムを課税対象とする内容を含んでおり、いずれも所得税法の所得概念を論ずる場合見逃し得ない重要な規定である。

(二) 現在税法が「必要経費」という用語を使っているのは、各種所得のうち不動産、事業、山林、雑の各所得で、他の所得については、「必要経費」の語を使用せず控除費用を限定し(配当、譲渡、一時)、特殊の控除額を控除して所得金額を計算し(給与、退職)、また、収入金額即所得金額とされているもの(利子)もある。ここでは狭義の必要経費すなわち事業所得等の必要経費と

(9) 所得税法における「課税所得」をめぐって

給与所得控除の変遷の跡をたどっておこう。

明治二〇年の所得税法には「必要経費」の語は使われず、控除費用として「製造品ノ原質物代価、販売品ノ原価」その他の主要な費用が列記されていた(二条二)。税法上「必要経費」なる語が登場したのは明治三二年の改正で、同時に施行規則においてその具体的な項目が例示された。このような必要経費に関する規定は、その後無数の税法改正がなされたにもかかわらず、一部の手直し(昭和一五年に「収入を得るために必要な負債の利子」を追加)があっただけで、昭和四〇年の全文改正に至るまで、ほとんど当初の内容のまま維持された。

しかし「必要経費」の解釈に変遷があり、その範囲は漸次拡大の方向をたどってきた。今日では「必要経費」の概念は、法人税の「損金」の概念と同様、「費用」のほかに「損失」まで含むものと観念されているが、それは前述のとおり近年のことに属し、それまでその内容は「費用」に限られ、しかも過去に遡れば遡るほど、文字どおり「収入を得るに必要な経費」として収入をあげるうえで直接因果関係のある費用支出に限定して解釈されていた。

明治、大正期には、たとえば家屋買入資金に対する利子や家屋に対する保険料は家賃収入に対し直接必要な経費ではないとした行政裁判所の判決があり、また、税務執行上営業上の借入金の子の控除がなかなか認められなかったらしく、その控除を希望する貴族院委員会の決議(大正一二年)が記録されている。さらに昭和初期、火災等により滅失した商品の原価、売掛金等の貸倒損失(ただし貸金元本の貸倒損失は取引の実情にてらし通常生ずべき程度のものに限る)、減価償却費(当初は減価著しく償却の確実なものに限られた)などの控除を認める旨の行政当局の通牒が出されている。

戦後必要経費についてなされた最も注目すべき改正は、シャウブ勧告に基づく改正(二五年)と資産損失の控除についての改正(三七年、四〇年)である。シャウブ税制では、法人税と並行して、多様なたな卸および減価償却方法の認容、青色申告制度を前提とした貸倒準備金の設定等が行われ、税務会計の近代化を促進する契機となった。所得計算を認容される引当金、準備金の種類は、その後企業会計の要請に依るいは租税特別措置として順次追加されてきている。資産損失の控除については

前述した。

さらに昭和四〇年、所得税法の全文改正の機会に、法人税法の損金に関する規定(二一三)とほぼパラレルに必要経費に関する規定が整備され(三七)、「別段の定め」として別途資産損失に関する規定(五一)が設けられる構成がとられ、現在に至っている。

なお特殊の費用として、個人事業者における家族従業者に対する給与について、シャウプ税制後税制上の取扱が幾変更した後、今日青色申告者については「完全給与制」、白色申告者については「みなし給与制」(五七)がとられ、その必要経費算入が認められていることをつけ加えておこう。⁽¹⁰⁾

最後に給与所得控除の変遷についてみよう。給与所得控除は、一般に給与所得の必要経費の概算控除のほか、その勤労所得としての担税力の弱さおよび税務執行上他の所得と比べて正確に把握され、負担が相対的に重くなりにやすいことに対する斟酌等の趣旨で設けられた控除として理解されている。⁽¹¹⁾この控除は、沿革的には当初「勤労所得控除」(一〇%)として出発し(大正二年)、戦後の混乱期には「捕捉率調整控除」的要素が加味されて二

五%(限度あり)まで引き上げられた後、シャウプ勧告がこのような趣旨の控除を税制の邪道として強く非難し、「必要経費の概算経費」としての性格に純化すべき点を説き、シャウプ税制ではこれを一挙に一五%(勧告一〇%、いずれも限度あり)まで引き下げた。しかしその後再び徐々に引上げの方向をたどり、最近特に急ピッチで引上げが行われた結果、今日その控除は、給与収入に応じて四〇%から一〇%に至るきわめて大幅のものとなっている(二八三)。⁽¹²⁾

3 所得控除の拡大

戦前の所得税では、所得控除はきわめて限られたものであった。所得税創設当初は納税者の人的事情は一切考慮されず、大正デモクラシーの下で僅かに「扶養家族控除」(現在の配偶者控除を含む)が設けられ(大正九年)、それ以外には生命保険料控除(大正一二年創設)があったくらい。基礎控除制度が設けられたのは昭和一五年改正で、それまでは長く免税点制度が採用されていた。

戦後も最初は基礎控除、扶養控除(当初は税額控除)から出発し、シャウプ税制で三控除(前記雑損、医療費

(11) 所得税法における「課税所得」をめぐって

の二控除のほか不具者控除)を加え、さらにその後徐々にその種類がふえ、現在その数一四に達している。戦前とは比べようもない多彩さで、納税者の個別事情に応じるための控除(配偶者、扶養、障害者、老年者、寡婦、勤労学生、雑損、医療費の各控除)のほか、政策的な誘因措置など一定の政策目的の助成を目的とした控除(生命保険料、損害保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金、寄附金の各控除)も多く設けられている。

- (1) この問題についてのやや詳しい解説として金子・前掲(二の(6))三六頁以下、植松守雄、所得税法の諸問題
- 2 (税経セミナー一四巻三号)(昭和四四年)八頁以下参照。
- (2) 山林の伐採による所得は従来から課税所得とされていたが、この改正で立木のままの売却による所得も課税対象に加えられた。
- (3) 植松・前掲(1)八頁以下参照。
- (4) この点に関しよく引用される文献に Bronfenbrenner and Kogiku, The Aftermath of the Shoup Tax Reforms (National Tax Journal, no. 3, 4 vol. X (1957)) 等々が、論旨には問題が多少。ほかには Cf. Morio Uematsu assisted by Rex Coleman, Computation of Income in Japanese Income Taxation: A study in the Adjustment

of Theory to Reality, Law in Japan, ed. by A. T. von Mehren p. 616 et seq.

- (5) 大蔵省主税局、主秘四九号通牒(昭和一五年)
- (6) 必要経費の変遷は、池本征男、必要経費をめぐる若干の問題(昭和五〇年度税務大学校研究科論文集)(未公刊)が詳しい。
- (7) 明治四三・六・一六判決
- (8) 明治大正財政史六卷内国税(上)一一六四頁
- (9) 大蔵省主税局通牒(主秘一号、七七号(昭和二年)、蔵税二五八二(同九年)、主秘五一八号(同一三年))。なお当時の行政裁判所判決中には「営業たる貸金の元本の貸倒」(昭和九・六・一四)、「貸家の原価消却金」(同八・七・一八)の控除を否定したものがあつた。
- (10) 植松守雄主編、注解所得税法(三)(会計ジャーナル一九七五年七月号)八〇頁以下参照。
- (11) 税制調査会、当面実施すべき税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明(昭和三五年一二月)七五頁以下
- (12) 植松・注解所得税法(一七)(会計ジャーナル一九七六年九月号)八二頁以下参照。

四 現行税法上の課税所得概念をめぐる諸問題

1 課税所得概念の外延をめぐる問題

(一) これまでにみたように、わが国の所得概念は、戦後包括的所得概念に転換した。現在の税法に即していうと、税法は「所得」を一〇種類に区分し、他の所得に該当しない所得はすべて「雑所得」というバスケット・カテゴリーで受け、「所得」である限りいずれかの種類の所得に分類される仕組みとなっている。税法は「所得」そのものの定義は下していないが、前述したように「経済的利益」によるものまで「収入金額」に含め、さらに「別段の定め」として各種の場合に所得の発生（収入金額算入）を認める規定があり、税法上の所得概念がきわめて包括的なものであることは疑問の余地がない。

「経済的利益」という用語は、広い意味に解釈でき、たとえば有利な条件による金銭、不動産等の貸借、債務免除、相続・贈与等を受けた場合の利益はもちろん、農産物の収穫、自家労働による製作、所有財産の値上り益等の内部利益、さては国、地方公共団体や会社の諸施設の利用により受ける便益の類まで含み得る概念と考える

ことができる。もっとも税法の規定はこのような「経済的利益」そのものを所得としているわけではなく、所得は「収入金額」の收受によって生じ、その「収入金額」中に「経済的利益」によるものが含まれるとしている（三六一）ので、税法上の所得概念の包括性は、「収入金額」の概念により制約を受ける面がある。

金子教授は「収入」を「経済価値の外からの流入」と解釈し、その点から税法に特別の規定がない限り、未実現の利得¹⁾保有資産の価値の増加益やインビュートッド・インカムのような内部利益はわが国の税法の課税所得の範疇にはいってこないとされている。確かに「収入」という語の語感からはそのように解釈することもできよう。しかし税務行政の沿革をたどると、従来「収入金額」の意味は明確にそのように解釈されてきたわけでもなさそうである。

たとえば農産物については戦後税法に「收穫主義」の規定が設けられるはるか以前から「收穫」そのものが所得の発生として扱えられ、昔の税務当局の通牒には、さらに山林原野から取得する燃料、落葉、下草、家庭菜園や家禽からの收穫なども所得と考え、その前提に立って

(13) 所得税法における「課税所得」をめぐって

零細なものは追及しないように指示したものがみられる。⁽²⁾ところが会社員が会社から無償または低家賃で宅宅の提供を受ける場合は、その「経済的利益」は現物給与と觀念されてきたのに対し、通常の家賃を支払う借家人の立場と比べると右の社宅の住人同様の「経済的利益」を受けている筈の、自己所有家屋の居住者の居住利益に帰属家賃については、ついで所得として認識されたことはなかった。⁽³⁾要するに内部利益中には所得と考えられなかったものがある一方で、所得と考えられたものもあったのである。

以上のような所得認識の違いが生じたのは、自己所有家屋の居住利益は、所得の発生と消費が同時である点でその存在が認識されにくく、一方社宅の居住利益は会社に対する役務報酬、さらに自家生産物は無から有を生む「目に見える所得」である点で、所得としての認識が容易である点にその原因があったのではなからうか。そして従来は「所得」であるかどうかの判断が先行し、それにあわせて「収入金額」の意義も考えられたものと思われる。しかしながら現行の税法に関する限り、前述のとおりたな卸資産等の自家消費、山林、資産の贈与・遺贈等の

場合の「みなし譲渡」、農産物についての「収穫主義」などについてはすべて「別段の定め」が置かれており、他面かつて課税されたことのない帰属家賃に居住利益等を「収入金額」の解釈として課税所得に加えることにはむろん無理がある。一方「経済的利益」の觀念は値上り益等の内部利益まで含み得る広い概念で、もし「収入金額」の意味を広く解釈するときは、「別段の定め」がなされているもの以外に解釈上どこまで課税所得が拡がるかについて疑念が生じよう。これらの点を考慮すると、「収入金額」を「経済価値の外からの流入」と考えることは、現行法上の課税所得の概念に適当な限界を画するうえで有効な機能を果すものと考えられる。

以上のように考えるにもせよ、現行税法の課税所得の概念は十分に包括的である。前述のアメリカで所得に該当するかどうかの問題となった債務免除益等がわが国ですべて課税所得に含まれることに疑問はない。⁽⁴⁾最近最高裁は、離婚に当って不動産を分与したケースについて、それによって離婚に伴う財産分与義務が消滅する点で一種の「経済的利益」があるとし、このような場合にまで譲渡所得の発生を肯定している。⁽⁵⁾なおアメリカでは所得

の概念に含まれない贈与・相続等による利得も、わが国では所得に含まれると考えられている。⁽⁶⁾

(二) 前述のようにアメリカではインビューテッド・インカムは一切課税されず、わが国でも帰属家賃等は課税所得とされないが、わが国の税法上インビューテッド・インカムが相当大幅に課税所得に取り込まれていることは注目に値する。なおこれまで特に定義しないでインビューテッド・インカム(帰属所得)の語を用いてきたが、通常概念としては「自己の財産の使用もしくは占有から生ずる利益または自己もしくは家族の役務提供(自家労働)によって生まれる利益」とでも定義することができよう。

税法が農産物の収穫による所得の実現について「収穫主義」によっている(四一)ことは、当然農家の自家消費分も所得を構成するという前提に立っている。アメリカでは農産物の自家消費分は帰属所得として課税されないが、農産物は人間の生活に不可欠な基礎物資であり、農家が自家生産によって賄うのに対して農家以外の家庭では普通これを小売価格で需めなければならない。しかも農村は一般に生活費が安く、都会地の納税者と同額の

人的控除が得られること自体、農家にとって相対的に有利であるといわれる。これらの点を考えると、農産物の自家消費分も課税所得を構成するとする税制の方が課税の公平に合致していると考えられる。

たな卸資産等の自家消費に所得の発生を認める税法の規定(三九)も、理論的にはその延長線上にある考え方といえるが、零細な自家消費まで課税所得と考えることには、常識的な所得概念から抵抗を受ける面がある。しかも同条は、たな卸資産のほかに「雑所得」を生ずべき業務に係るたな卸資産に準ずる資産(施行令八六、八一)の自家消費まで含めている。「雑所得」の範囲ははなはだ広いので、たとえば画家が自己の描いた絵を自ら保有しようとして自宅の応接室に飾った場合とか、趣味と実益を兼ねた園芸作物の栽培や主婦の洋裁なども、その作物や作品の一部が販売され、「雑所得」が生じている場合には、その家事消費分についてまで所得を認定せよということになりかねない。

帰属所得には種々様々のものがあり、理論的に課税、非課税の限界線を引くことがむずかしいだけでなく、税務執行面からの限界もある。外国では帰属地代・家賃に

(15) 所得税法における「課税所得」をめぐって

対する課税の例があるが、わが国では資産やサービスの生む利益は所得と考えない反面、以上のように目にみえる物質的増加をもたらずものは広く所得と考える傾向が強かったものといえよう。⁽⁸⁾

(三) シャウブ税制が、前記サイモンズの提案と同様の「みなし譲渡」の制度を導入したことはさきに述べた。前述のサイモンズのような所得概念によると、保有資産の価値の増加益(キャピタル・ゲイン)自体が所得であり、「みなし譲渡」の制度は資産の移転の際にそれまでに生じているキャピタル・ゲインに対する課税を清算しようとする考え方に立っている。このような所得概念を前提とする限り、キャピタル・ゲインの課税を無制限に延期させないために、このような制度が重要な意味をもつことは明らかである。ところがわが国ではこのような制度を作ってみたものの、その考え方がなかなか理解されず、税務執行に当って、納税者にも税務職員にも、大きな心理的抵抗を生んだ。その結果、相次ぐ税制改正でその内容の緩和が図られ、現在では法人に対する贈与や限定承認による相続があった場合等ごく特殊な場合にその適用が限定され、シャウブ税制はほとんど痕跡をとど

めるだけのものとなっている。⁽⁹⁾

ところでアメリカでは、株式配当は「実現」された所得とはいえず、憲法修正一六条にいう「所得」に含まれないとする、有名なマッコンバー判決(前出)以来、「実現」をもって所得の要素と考へ、未実現の所得には課税しないのが判例上確立された原則だが、近時公平負担の実現のために未実現所得に対する課税の問題が所得概念とからんで論議されているといわれる。⁽¹⁰⁾しかし未実現所得に対する課税問題といっても、たな卸資産についてはその性質上課税目的のうえで格別未実現所得≡評価損益を問題とする必要性に乏しく、通常は実現主義を原則とする会計手続に依存して課税所得の計算を行えば足りるから、特殊の場合を除いて、問題の焦点はキャピタル・ゲインに対する課税のあり方の問題にあるといつてよいであろう。その意味でシャウブ勧告がわが国で生み落した「みなし譲渡」の制度は、学者の理論を現実の税制に応用した世界でも先駆的な試みであったといつてよい。⁽¹¹⁾ それでは「みなし譲渡」制度のわが国での「後退」は、どのように評価されるだろうか。筆者は必ずしもそれが税制理論の後退であったとは考えない。何故なら税制上

の「所得」は原則的に納付能力を伴う経済的利得であるべきで、有価証券のキャピタル・ゲインならともかく、肝心の有価証券の譲渡所得がシャアップ税制後もなく原則的に非課税とされ(九一⑩)、課税対象の大部分が流動性の乏しい不動産であるような税制の下で、その評価益を納付能力の増加を伴う経済的利得の発生とみるのは無理があると思われるからである。⁽¹²⁾最近論議のある土地の増加益に課税する土地増価税の構想などは、政策的な臨時税にはなり得ても、所得税の基本税制に取り入れられる問題ではない。

なおアメリカでは所得の「実現」とみられない株式配当は、わが国では実現所得と考えることに異論がない。⁽¹³⁾

2 課税所得計算上の控除項目の問題

(一) 純資産増加説的所得概念の下では、さきのサイモンの所得概念からうかがえるように、所得金額の計算上、その所得金額計算期間中の資産の損失が控除され、一方消費支出金額が加算される。しかし現実の税制でたとえば不注意で俸給袋を遺失した損失や居宅を新築するために古い家屋を取り壊した場合の損失等まで控除を認めるようなジュネラスなものは一寸考えにくい。他面消

費支出は一般的には所得の享受、処分を意味するが、なかには医療費の支出等否応なしの支出もあり、消費支出をすべて租税力の表徴として把えることもできない。

そこで一口に純資産増加説的所得概念といっても、それを現実の税制に組み立てる場合、担税力の減殺要因として、どのような内容の資産損失を控除し、また特殊の消費支出について控除を認めるかどうかという点になると、いろいろの考え方があり、各国の税制にも大きな差異がある。さらにいえばこれらの控除の問題は、所得概念のいかんにかかわらず、各人の担税力に即した課税を目的とする所得税制固有の問題ということもできよう。

(二) わが国では、前述のとおり戦後包括的所得概念が採られた半面、控除面では雑損、医療費の両所得控除が設けられたほか、事業用固定資産等の損失にまで必要経費の範囲が拡げられた。

個人の資産には、その所得の創出に対する寄与の態様からみて、事業用資産と生活用資産があり、さらにその中間に事業用資産とまではいえないが所得を生み出す各種形態の資産たとえば時折伐採する持山、素人下宿、知人に対する貸金(非営業貸金)、昔流行した保全経済会

(17) 所得税法における「課税所得」をめぐって

のような街の利殖機関に対する出資金等がある。

現行税法は、このような各種態様の資産の損失について、事業用資産の損失は任意の取壊しをも含めてその損失の原因を問わず必要経費に算入し(五一I、II)、一方所得を生む基因とならない生活用資産の損失については必要経費と考える余地はないが、災害、盗難等やむを得ない事由による損失に限って、一定の条件の下でその時点の時価によって評価した損害額について所得控除としての「雑損控除」を認める(七二)。そしてその中間にある前記のような事業用資産とまではいえないが所得を生んでいる各種資産の損失については、無制限の控除は認めないが、その年にその資産から所得が生じている場合にはその限度での控除が認められる(五一IV)。もつとも山林の損失については特別の取扱いがなされ、山林経営の態様を問わず、災害等雑損控除と同じ事由がある場合に限りその損失の必要経費算入(ただ雑損控除と違ってコスト・ベース)を認める方法がとられている⁽¹⁴⁾。ところがこのような制度が設けられても、なおそれによって救済されないいろいろの損失が残されている。たとえば知人等に対する保証債務を履行し、求償不能のた

めに生じた損失等は世上よくある例であり、また、現行法が「損失」の控除について「別段の定め」(三七)として五一条の規定を設け、そこで限定的に「資産損失」の控除に関する定めがなされる構成をとっているところから、「事業」に関連する損失でも、五一条で明示されていない損失の控除について消極的な見解が生ずる。旧法時代の事件だが、事業者が事業拡張のために土地および店舗を買受ける契約をして手付金を交付した後、約定の期日までに残代金の支払ができなかったためにその手付金を没収されたケースについて、その損失は必要経費に該当しないとされた判決がある⁽¹⁵⁾。

(三) ここで一寸諸外国の制度にふれておくと、イギリスはキャピタル・ゲイン課税をはじめた後も、わが国の雑損、医療費控除に当る控除を欠き、反対に依然所得源泉的所得概念にスティックしている西ドイツには、両控除の趣旨を包含する包括的な控除である「異常負担控除」(災害、盗難、疾病等に基因する異常支出がある場合、その支出額のうち所得額、子女数に応じて所得の一定割合をこえる金額を控除する制度)がある。

一方アメリカの税法上の控除は断然広く、必要経費に

当らない諸支出、損失中災害、盗難等による雑損(身代金目当の誘拐、詐欺、恐喝等による損失も含む)、医療費の控除はもとより、貸金の取立不能(保証債務の履行に伴う求償不能を含む)、有価証券の無価値化による損失、さらには各種租税、支払利子、アリノミーなどの控除まで認められる。⁽¹⁷⁾この支払利子は、もちろん事業関連の借入金利子ではなく、居宅の購入費、生活費等純然たる家事費用に係る借入金の利子で、その控除はもともとは事業資金の借入等の利子との間の区別がつきにくいことから認められたものといわれる、われわれには理解しにくい制度で、税制理論上批判がある。⁽¹⁸⁾

(四) アメリカの制度と比べると、現在でもわが国の控除が制限的であることは否めない。家計面の特種の支出(損失)について雑損、医療費の控除だけが認められているのは、一般に個人の責任に帰し難いやむを得ないものに限って控除を認めるとする思想であり、それは雑損原因がアメリカより狭く、災害、盗難およびこれに類する横領に限られ、詐欺、恐喝等に及んでいないことにも表われている。さらに知人に対する貸付金の回収や債務保証の履行に伴う求償権行使の不能による損失の控除が

制限されるのも、それらが個人の責任でなされた広い意味での個人の財産の任意の処分であるとする考え方に立っている。

以上のような損失(支出)をどこまで控除するのがよいかについては、「担税力」の見方とからんでいろいろの考え方が成り立つが、ストックの損失を毎年のフローの所得から控除するのには、ある程度の制限があってもよいのではないか。たとえば富豪の別荘が火災にあったような場合、何億という資産の一部が失われても、それによってその人が毎年受け取る高額の所得のもつ担税力が損われるとは普通は考えないのではなからうか。アメリカの税法ではこのような場合でもその損失の全額控除が認められるが、わが国では「生活上通常必要でない資産の災害による損失」は雑損原因から除外されている(七二、施行令一七八I)。もちろん立法論としていろいろ雑損原因の拡張は考えられようが、その場合には何らかの基準で控除限度を設けるような仕組みがあつてよいように思われる。

3 その他の問題

(一) 戦前と比べ所得税の必要経費概念が拡大されたこ

(19) 所得税法における「課税所得」をめぐって

とはさきに述べた。一方戦前法人税の所得計算は純資産増加説に基づくとして法人の支出は広く「損金」として認められる傾向があったが、税法上過大な役員報酬等の損金不算入（法人税法三四～三六）など企業運営上必要な「損費」という立場から損金概念の吟味がなされ（二二三参照）、所得税の必要経費概念の拡張と相まって、一部技術的相違点を除き、両者の間に本質的な概念上の差異はなくなってきた⁽¹⁹⁾。ところが実際には税務当局の税務執行面でも、また裁判所の判決においても、まだ「必要経費」の範囲を限定的に考える伝統的思考の影響が残っており、前記手付金の損失の必要経費性を否認する判決の論旨にもそのような影響がうかがわれる。確かに所得税法は「必要経費」の一般的定義として「費用」をあげ、「損失」は「別段の定め」として別に規定（五一）を設けており、法人税法の規定（二二三）との間に若干のギャップがあるが、元来「費用」といい、「損失」といい、その概念内容は流動的（現に五一条二項の貸倒損失等は、通常概念としてはむしろ「費用」に該当する。）なものであるし、事業所得の計算においてその計算原理に法人税との間に差異があると考えるのは合理的

ではない。

さらに、現在でも税法が「ネット・インカム」の計算に徹底していない点がかなり認められる。詳しく書く余裕はないが、たとえば利子所得に必要経費が認められない点（二三）、配当所得の必要経費が「負債利子」だけで、しかもその控除がその年の配当収入を限度とする点（二四、六九）、譲渡所得の計算上当該資産購入の際の借入金の利子の控除が明確でない点（三三）、雑所得中には事業所得に類するものが含まれるが、一律にその赤字の損益通算が否認される点（六九）等々を指摘しておこう。

(二) 現在税法上認められる「所得控除」は、さきに述べたとおり人的事情に基づく控除、政策的控除ともなかなか多彩で、前述のアメリカの控除の例を除くと、まず先進諸外国の税制にある控除は一とおり揃っているといつてよい。「勤労学生控除」は、わが国独自の控除で、戦後学生のアルバイト収入にまで課税が及んだ時代の産物だが、現在ではその適用対象者は定時制の大学等にかような者が多く、実質的に一部教育費控除というユニークな機能を果している。ただわが国には、寡婦控除はあるが、諸外国が大抵設けている寡夫控除（あるいは子女世

話費控除)だけがない。子女世話費や家政婦を雇う余分の費用がかかる点では、男女同じ筈だが、この控除は日本人のセンチメントに訴えない故か、国会でもその創設を主張する意見はほとんど聞いたことがない。

- (1) 金子宏、所得概念について(税経通信 二五巻六号)(昭和四五年)五八頁、同・前掲(二の(7))一八頁も原則として同旨。
- (2) 前掲(三の(9))主税一号通牒。戦後国税庁が制定した所得税法基本通達には「柿の木三本、鶏三羽以下程度の所得はしいて課税しない」旨の有名な取扱があった。
- (3) ただ大正一二年臨時制度整理局が政府に報告した所得税法改正案中に帰属家賃に対する課税案があったが、政府の採用するところとならなかった。
- (4) もっとも不法所得が課税所得とされるに至った経緯はそれ程単純ではなく、アメリカと似たような経過をたどった。この点につき金子・前掲(二の(7))四〇頁以下参照。
- (5) 昭和五〇・五・二七判決(民集二九・五・六四一)。もっともこの判決には批判がある。たとえば金子宏、所得税とキャピタル・ゲイン(租税法学会、租税法研究第三号)(昭和五〇年)五二頁以下参照。
- (6) もちろん相続税、贈与税の対象となるものは「非課税所得」とされる(所法九一^②)^②が、贈与税が課されない法

人からの贈与は一時所得等として課税所得に含まれる。
(7) イギリス、フランスは最近帰属地代、家賃の課税を廃止したが、なお西ドイツ、オランダ、北欧諸国等帰属家賃に課税している国は少なくない。

- (8) 帰属所得の問題については、なお金子・前掲(二の(7))三二頁以下、植松守雄、所得税法の諸問題4(税経セミナー一四巻五号)(昭和四四年)一七頁以下参照。
- (9) 「みなし譲渡」制度の法理をめぐる論議、その改正の経過等について、植松守雄、「低額譲渡」をめぐる税法上の諸問題(税務弘報二三巻四号)(昭和五〇年)一八頁以下およびそれに引用された諸論稿参照。
ほかにこの問題に関連する詳しい研究に、大塚正民、みなし譲渡に関するシャープ勧告とアメリカ税制との関連(1)・(2)・完(税法学三〇六、三〇七号)(昭和五一年)がある。
- (10) 金子・前掲(二の(7))一頁以下参照。
- (11) アメリカは「みなし譲渡」制度の立法化に失敗し、現在先進國中ほぼ完全な形でこのような制度を実施しているのは、前掲(二の(2))カーター報告に基づくカナダの税制くらいである(植松・前掲(9))二二頁以下参照。
- (12) 本来営利追及のための投資である法人の固定資産の贈与の場合などは、別の考え方が成り立ち得よう(植松・前掲(9))二五頁以下参照。
- (13) 金子・前掲(二の(7))二頁以下、金子宏、アメリカ

(21) 所得税法における「課税所得」をめぐって

- カの連邦所得税における「株式配当」の取扱い(租税法学会、租税法研究第一号)(昭和四八年)一〇七頁以下、植松・注解所得税法(一三)(会計ジャーナル一九七六年五月号)一一四頁以下参照。
- (14) 制度の詳しい説明は、植松・前掲(三の(1))一〇頁以下参照。
- (15) (一審)名古屋地判昭和四一・四・二三行集一八・八一九・一一〇四、
(控訴審)名古屋高判昭和四二・九・一四行集一八・八一九・一一〇〇、同判決およびこれに対する積極、消極の見解につき清永敬次編、判例所得税法(昭和五一年)一八九頁以下参照。
- (16) ESTG(1974) § 33f さらに特殊の扶養者がある場合等を救済する特別の場合の異常負担控除制度もある (§33a)
- (17) IRC § 163-166, 213-215
- (18) 塩崎訳・前掲(二の(4))一六七頁以下
- (19) 植松守雄、所得税法の諸問題3(税経セミナー一四巻四号)(昭和四四年)一四頁以下参照。
- (20) 判例の傾向につき吉良実、課税所得計算における必要経費(シユトイエル一〇〇号)(昭和四五年)二五頁以下参照。
- (21) 清永・前掲(15)二一〇頁以下参照。

五 イロージョンの諸要因

(一) 税制の形成過程には各種の利益グループの強い圧力が加わり、税制の一定の分野である特別措置が設けられると、それがえてして既得権化するだけでなく、利益の均衡化を求めて他の分野への伝播が始まる。既述のとおりわが国の所得税制は、その所得概念こそ包括的なものになっているが、その一方で税制の随所にタックス・イロージョンを齎す千差万別の要因がひしめいている。イロージョンは、税制の各般の仕組みに根差している。まず各種所得の金額の計算段階で、非課税、控除等の形で課税ベースを直接「浸食」するものがあり、次にはその「総合」の段階で、累進税率の対象となるべき総合所得からの脱落という形で表れ、さらに各種の所得・税額控除その他税制の様々の仕組みの中にその要因がある。以下その主要な制度要因を一瞥しよう。もちろんそのような税制が設けられた背後にはそれなりの理由があるが、ここではそれらは原則として捨象し、ただイロージョンを齎す各種要因のリストを羅列し、ときに簡単にコメントを加える程度にとどめる。なお各種の準備金、特別償却等技術的な特別措置には、ここでは言及しない。

(二) 各種所得の金額の計算段階における課税除外

I 資産所得

① 利子所得には、各種措置を組み合わせると一人当り元本一、四〇〇万円にも達する「少額貯蓄」の非課税制度のほか、様々の非課税措置がある（所法九I①、一〇、措法四、四の二等⁽¹⁾）。証券投資信託の収益分配金の非課税もこれに準ずる。

② 有価証券の譲渡所得は、原則として非課税（所法九I⑩）。

③ 山林所得へのイロージョンも大きい。山林所得の計算は、通常「概算経費率」（措法三〇）を使用して行われるが、そこで課税対象となるのは普通四〇年で伐期に対する山林の成長分のうち最後の一五年間分だけ（経費率三〇％に法定、措法三〇IV、措規一二）。しかもこの経費率はコストの少ない天然林にも一律に適用され、また、「森林計画特別控除」の適用を受けるときは、さらに原則として山林収入の二〇％の控除が加わる（同三〇G11）。

④ 譲渡所得については、譲渡益から特別控除額（五〇万円）を控除し、長期譲渡所得はさらにその二分の一が課税対象となる（所法三三、二二II②）が、租税特別

措置法で、土地等の譲渡に対する特別税率による分離課税、収用等の場合の課税繰延べ措置、居住用財産の譲渡等特殊の場合の特別控除額の引上げなどきわめて多くの特別措置がある（措法三一以下）。土地等の長期譲渡所得に対する軽課措置が「土地成金」を輩出させたとする批判があるが、譲渡所得の課税にはいわゆる資産に対する「凍結効果」の問題や財産課税的要素もあって、その税制に特別の配慮が要請されることは否定できない。したがって土地政策等の政策措置を含めて設けられたこれら諸特別措置についてあるべき税制との対比から、イロージョン原因を抽出することは簡単にはできない。

II 勤労所得

① 今日「給与所得控除」は、世界でも異例の大きさに達している（所法二八III）。たとえば西ドイツの概算控除は一、一四四マルク、カナダは一五〇カナダ・ドルを限度として三％。わが国の控除に僅かに匹敵するのは、脱税が多いといわれるフランスだけで、フランスでは、①必要経費概算控除一〇％（ほかに特定の所得について五―三〇％の特別概算控除が認められる）、②さらに④の控除後の所得に対し二〇％の控除（所得限度あり。い

(23) 所得税法における「課税所得」をめぐって

わゆる「捕捉率調整控除」が認められる。概していつて給与収入五五〇万円程度までは、わが国の控除の方が大きい。今では「給与所得控除」は、必要経費概算控除の域をはるかにこえ、税務執行上における他の所得者との間の「把握差」の調整を図るための「捕捉率調整控除」としての性格をあらわにしている。それでもなおクロヨン論議が解消せず、税制上のディレンマには相違ないが、あまりにも大きい控除の存在は、資産所得優遇措置と並んでわが国税制の恥部となつてしまつた。

② 年金（給与所得）税制のイロージョンも目につく。遺族年金、障害年金は、公的年金、企業年金を問わず非課税（所法九I③）。老人が受ける公的年金に適用される「老年者年金特別控除」（年額七八万円）もある（措法二九の二）。年金の先進国ヨーロッパでは、筆者の知る限りこのような非課税措置はほとんど皆無といつてよい。年金は、退職後の後払いの給与という性格をもち、その必要経費は考えにくい、わが国では給与所得として俸給、給料等と全く同じ「給与所得控除」が認められる。イギリスなどはその全額が課税、フランスでも、右の②の「捕捉率調整控除」だけが認められる。

③ 退職所得控除額も拡大され、現在勤続三〇年で一〇〇〇万円控除。その控除後の金額のさらに二分の一が課税所得である（所法三〇）。このような控除が適切かどうかの評価は、むずかしい。

III 事業所得

① 悪名の高い医師、歯科医師の特別措置がある（措法二六）。周知のとおりこの措置は、一律に社会保険診療報酬の二八%をその所得としているが、医師の社会保険収入に対する実際の平均所得率は五〇%程度といわれるから、大雑把にいつて本措置によるイロージョンの程度は医師のあるべき所得金額に対して約四〇%、歯科医師はそれより多少高目ということになる。

② 「給与所得控除」の拡大による「サラリーマン減税」が行われても、その利益は事業所得者にも均霑される。「法人成り」の中小企業はもとより、個人の青色申告者の事業においても、その事業に従事する家族は「月給」がもらえ（所法五七）、個人事業主自身さえ自分の事業を「法人」になぞらえその働きに対して「報酬」をとることができる（措法二五の二）。このような措置を通じて、「給与所得控除」は中小企業者にも適用される「勤

「所得控除」に拡散している。そしてそこにはまた「捕捉率」の問題をめぐる悪循環の原因が胚胎する。

(三) 総合課税主義の後退

① 利子、配当（証券投資信託の収益の分配を含む。）に対する三〇%の税率による源泉分離選択課税（措法三、八の二、八の四）、さらに低税率（一五%）での源泉分離選択課税を意味する確定申告不要制度（同三の二、八の五）がある。ほとんど先進国に例をみない「金持ち優遇」措置で、しかも利子、配当の軽課にとどまらず、税務調査に対し、「元本秘匿」の効果をもつとされるところに一層大きな問題がある。割引債の償還差益は、さらに低税率（一二%）による源泉分離課税（措法四一の二）。

② 山林所得、退職所得も、一般の累進税率による分離課税（所法二二、八九）。ただ退職所得は、それが退職後の長期にわたる生活の支えとなる所得である点を考えると、単年度ベースの総合課税になじみにくい面があり、分離課税を是とする考え方も成り立ち得よう。

③ 土地等の譲渡所得に対する分離課税（措法三一以下）については、さきにふれた。

④ 一時的、偶発的所得である退職、譲渡（長期）、一時の各所得は、その所得額の二分の一が課税の対象となる（所法二二②、三〇②）。これはこの種の所得に対する累進負担の緩和を図るための措置で、一方山林所得（三二）、変動所得（二一②）、臨時所得（二一④）については同じ目的で、それぞれ多少方法の異なる平均課税（五分五乗）の方式が採用されている。これらはかつてシャープ税制では、きわめて複雑な平均課税方式に統合されていたものが、所得の種類、態様に応じて各種のニュアンスを求めて分化、発展したもので、現在では各制度の合理的位置づけが明らかでなく、ことに二分の一課税方式は累進緩和の手法として大雑把で、イロージョンの要因が伏在している。

⑤ 問題の角度は異なるが、ここで現行税制が所得税の課税単位として人々が消費生活を共同にする「世帯」よりも、個々の所得者に着目し、原則として各「個人」を単位とする方式をとっており、その個人単位課税が世界でも最も徹底したものになっていることを指摘しておく。総合累進課税による公平な負担の実現を図るためには、所得税の課税単位の問題が重要な関連があり、少

(25) 所得税法における「課税所得」をめぐって

なくとも夫婦を中心とする最小限度の「世帯」をその単位として設定することが望ましいと考えられるが、わが国の現行税制の下では課税単位の分散による「節税」の余地が大きい。事業者や農家における法人組織の利用や事業専従者、農業所得と農外所得との帰属者の分化、資産所得の合算課税制度（所法九六以下）で扱えられない資産所得の名義分割等々による課税単位の分散は、日常茶飯の例といつてよい。

なお現行法では納税者の配偶者や子女に所得がある場合でも、その所得がたとえば給与収入七〇万円以下のときは、配給者控除、扶養控除等が認められ、しかもその配偶者等の所得は課税所得に含める必要がない。なお配偶者等に非課税または源泉分離選択にかかる利子・配当があつても、右の控除資格の認定上これらの所得は無視される。

(四) 「所得控除」の問題

現行税制が各種「所得控除」を網羅していることはさきに述べた。「所得控除」が公平な課税の実現のためや誘因措置として必要なことはいうまでもないが、それによる課税ベースおよび税收の削減はきわめて巨額である。

ここで各種控除について詳しい議論はできないが、問題点としてさしあたり世帯員の増加に慮ずる家計費の増加は「規模の利益」によって遞減傾向があるのに、基礎、配偶者、扶養の各控除が同額に定められていること、⁽⁵⁾「寡婦」の要件（所法二一⑩）や老年人に対する控除額には税制理論より福祉重視ムードが先行した嫌があること、⁽⁶⁾社会保険料控除（長期給付分）が一種の課税繰延措置であるのに生命保険料控除は「永久免税」であること、誘因措置としての損害保険料控除の有効性への疑問などを挙げておこう。また、わが国では原則として「所得控除」方式がとられているが、それは適用限界税率の高い高額所得者により大きいフエーバーを与えること、西欧では人的控除と社会保障給付との間の調整が考慮されつつあることなどをあわせて指摘しておきたい。

(1) 植松・注解所得税法（九）（会計ジャーナル一九七六年一月号）一一〇頁以下参照。

(2) 植松守雄、最近の「サラリーマン減税」をめぐる論議について（ジュリスト四一九号）（昭和四四年）二四頁以下参照。

(3) 植松・注解所得税法（三）（会計ジャーナル一九七五年七月号）八〇頁以下参照。

(4) 石・前掲(一の(1))七四頁以下参照。

(5) その代り夫婦二分二乗課税等の制度がなく、独身者、世帯持ちを問わず同じ累進税率を適用するわが国の制度は、世帯持ちに不利である(植松・前掲(3)八四頁参照)。

(6) 西ドイツ、スウェーデン等では児童手当を充実し、

「子女控除」を廃止。イギリスでも児童手当を支給される扶養子女については、「子女控除」が減額される。

(中野簡易裁判所判事・一橋大学講師)